



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

上場会社            フジテック株式会社  
代表者                代表取締役社長 内山 高一  
(コード番号        6406)  
問合せ先責任者    常務執行役員財務本部長 加藤 義一  
(TEL                 0749-30-7111)

### 内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は平成25年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり、内部統制基本方針の一部改定を決議しましたので、お知らせします。

この度の改定は、フジテックグループの2013年度を初年度とする3か年の中期経営計画“Grow Together! Yes, Fujitec Can”において、コーポレート戦略上、全社的なグローバル管理態勢の強化を目指すこと(下記下線部のとおり)のほか、現況に合わせて表現等を変更したものです。

#### 記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役および執行役員は、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遂行、遵守を率先垂範し、また、社会の一員として社会規範・倫理に則って行動して健全な企業文化の維持形成に努める。
  - (2) 取締役会は、法令、定款に則り会社の重要な業務執行の意思決定を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。  
取締役会による意思決定に関しては、必要に応じて外部専門家の意見を聴取し、また、社外の監査役および取締役による公正、客観的な助言、意見等を受けて、適正かつ合理的に判断、決定する。
  - (3) 取締役は、その職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちに取締役会に報告する。
  - (4) 業務執行部門から独立する部門として「内部監査室」を設置する。同室は、経営目標の効果的な達成のために、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスプロセスの有効性等の検討、評価およびこれによる意見および改善のための助言、勧告ならびに支援を行い、定期的なこれらを取締役に報告する。
  - (5) 全社的なコンプライアンス推進を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、社員への指導、教育等コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施状況を統括する。
  - (6) 不正・不適切なおそれのある行為等に関わる社員の通報手段の一つとして、内部通報・相談窓口を設置し、通常の職制ラインによって通報されにくい情報を収集、調査のうえ、当該行為等があるときは適切な是正・改善等措置を講じる。
  - (7) 反社会勢力による被害を防止するために、不当な要求には一切応じないなどの対応方針を定め、社内への周知徹底を図る。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理等社内規程に基づき、情報の取扱い、保管方法・期間等を定め、常時、その閲覧に供する。
- (2) 情報の適切な取扱い、保管等を推進してその漏洩を予防し、また、その漏洩危機の早期発見を図るために、「情報セキュリティポリシー」を定め、これを全社に周知するとともに、「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらの実現に資するための施策を推進する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、損失の危険の早期発見と回避のための全社的マネジメントを促進する。
- (2) 「リスクマネジメント委員会」の諮問機関として「リスクマネジメント運営委員会」を設置し、リスクマネジメントの実効性を確保するためにその運営に当たる。
- (3) 天災その他の突発的事象による被害のおそれがあると見込まれるときは、「危機管理規定」等社内規程に基づき、特別・臨時に「対策本部」を設置し、被害の予防、回避のために迅速な処置を推進する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の業務執行権限を執行役員に委譲するとともに、取締役会の決議および社内規程により、その担当職務および責任権限等を明らかにして、適正、効率的な執行役員体制をとる。
- (2) 当社経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題については、執行役員等が「グローバル経営会議」および「執行役員会議」において情報の共有、伝達等を図るとともに、当該課題に関わる諸施策の検討、審議等を経たうえで、必要に応じて取締役会への報告または議案の上程を行う。
- (3) 社内イントラネット、テレビ会議等の情報通信設備を活用し、取締役の職務上必要な情報の円滑・迅速な伝達、その相互の情報交流ならびに審議の活性化を図る。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、これらを全社に周知し、当社グループ経営、業務の健全性を高める。
- (2) 当社グループ経営上の目標達成に向けて対処すべき重要な課題については、執行役員等が「グローバル経営会議」において情報の共有、伝達等を図るとともに、当該課題に関わる諸施策の検討、審議を行い、必要に応じて子会社の業務執行状況のモニタリング、指導および監督を行う。
- (3) 子会社の事業等に関して特に必要あるときは、当社取締役・執行役員等の当該子会社への出向、派遣により、その監督または執行に当たる。

## 6. 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の意見を尊重して、業務執行部門から独立する部門に当該使用人を配置し、また、その人事上の評価、異動および懲戒を行う。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、その職務執行において、法令および定款への適合性に関して問題があると認めるときは、ただちにこれを監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会に出席するほか、意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために必要に応じて「グローバル経営会議」等会議に出席し、また、稟議書のほか業務執行に関わる重要な文書を閲覧するとともに、取締役、執行役員等にその説明を求めることができる。
- (3) 監査役は、会計監査人および「内部監査室」から、それぞれの監査の方針および実施状況に関して定期的に説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図る。

以上